「よかばい・かえるばい企業大賞」実施要綱

（目的）

第１条　福岡県働き方改革実行企業（以下「よかばい・かえるばい企業」という。）の中から、特に優れた取組を実践している企業・団体を「よかばい・かえるばい企業大賞」として表彰し、その優れた取組事例を広く周知することにより、県内企業における「働き方改革」の取組の普及啓発や意識の醸成を図ることを目的とする。

（表彰の種類及び表彰企業数）

第２条　表彰の種類及び表彰企業数は、次のとおりとする。

　大賞　　１社

　優秀賞　３社程度

（表彰の対象）

第３条　表彰の対象は、次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

（１）募集の締切日までに、「よかばい・かえるばい企業」として登録されていること。

（２）「働き方改革」に積極的に取り組み、優れた成果がみられること。

（３）過去に「福岡県雇用管理改善企業・職場表彰」を受賞したことがないこと。

（４）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員との関係者でない者であること。

（５）過去３年間に労働基準法（昭和２２年法律第４９号）をはじめとする労働関係法令に係る重大な違反がないこと。その他、社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

（応募等）

第４条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする企業は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

（１）「よかばい・かえるばい企業大賞」応募用紙（様式第１号）

（２）年次有給休暇の取得状況（別紙１）

（３）所定外労働時間の状況（別紙２）

（４）多様で柔軟な働き方を選択できる制度の導入状況及び生産性の向上に資する業務改善の取組状況（別紙３）

（５）企業ＰＲ（別紙４）

（６）就業規則等の写し

２　知事は、前項の規定により書類の提出があった企業に対し、必要に応じて調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（選考委員会の設置）

第５条　被表彰企業の選考を行うため、「よかばい・かえるばい企業大賞」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、労働政策課長が別に定める。

（被表彰企業の選考）

第６条　被表彰企業の選考については、次のとおりとする。

（１）一次審査

選考委員会において第４条の規定に基づき提出された書類の審査を実施し、応募企業の中から被表彰候補企業を４社程度選考する。

（２）最終審査

前項の規定により選考された被表彰候補企業は、「福岡県働き方改革実行企業１０００社突破大会」の中でプレゼンテーションを実施し、選考委員会及び大会参加者の審査により、企業１社を大賞とし、それ以外の企業を優秀賞としてそれぞれ決定する。

２　この要綱に定めるもののほか、被表彰企業の選考に関し必要な事項は、労働政策課長が別に定める。

（選考の基準）

第７条　選考基準は、次の項目のとおりとする。

（１）年次有給休暇の取得促進に取り組んでいるか。

（２）所定外労働時間の削減に取り組んでいるか。

（３）在宅勤務や短時間勤務など、場所や時間にとらわれない多様で柔軟な働き方を選択できる制度が整備されているか。

（４）生産性の向上に資する業務改善に取り組んでいるか。

（５）その他、若者、女性、高齢者など多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」の実現に向けた独自の取組を実施しているか。

（表彰の方法）

第８条 表彰は、記念品を授与して行う。

（表彰の事務）

第９条　表彰に関する事務は、福祉労働部労働局労働政策課において行う。

（表彰の取り消し）

第10条　知事は、被表彰企業が応募にあたり虚偽の申告を行った場合、又は表彰の目的を損う行為等により、被表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、記念品の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は労働政策課長が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和６年２月２日から施行する。